

令和2年2月29日

保護者の皆様

徳島県立城東高等学校  
校長 青山 佳裕

家庭における新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）  
（令和2年2月28日時点）

令和2年2月28日付け文部科学省の通知により新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、全国すべての公立小中高校及び特別支援学校を一斉臨時休業することを受け、当面春季休業日までの間、全ての県立学校において臨時休業することになりました。

保護者の皆様におかれましては、以下の点について、十分御留意いただき、対応に御理解・御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 臨時休業の期間について

令和2年3月2日（月）から春季休業日開始日まで

2 学校との連絡体制について

今後の新たな情報を迅速かつ正確にお知らせするため、学校のホームページ上での情報発信を行いますので、常に御確認ください。

城東高等学校ホームページ <http://joto-hs.tokushima-ec.ed.jp>

3 臨時休業に伴う教育活動等について

- (1) 臨時休業中の学習については、「生活記録」等を活用して計画的に進め、指示のあった課題や教科書、ワークブック、問題集等を用いて家庭学習を行ってください。4月に実施する学力テストの出題範囲も配付しています。
- (2) 年度末の成績処理については、これまでの評価を総合的に判断し、生徒の不利にならないように評価します。なお、これまでの学習の成果が十分でない者については、担任等を通じてレポート等の課題提出を求めることがあります。
- (3) 部活動については、校内外を問わず、練習や大会参加等全ての活動は臨時休業中、中止します。活動の再開については、今後の状況をみて判断いたします。
- (4) 生徒の進路に関する相談等については、個々の生徒等の事情に応じ学校における個別対応が可能です。
- (5) 2月29日（土）に忘れ物等、教室内にある荷物の持ち帰りができなかった場合は、学校に連絡の上、3月6日（金）までに持ち帰るようにしてください。

#### 4 感染拡大を防止するための対応策について

- (1) 臨時休業中は、不要不急の外出は避け、お子様が御自宅で過ごすようお願いいたします。朝・夜、お子様の検温をしていただくとともに、2月27日に配付した「健康観察記録表」を活用し、継続的に健康状態を確認していただき、もし、37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、十分睡眠をとって身体の抵抗力を回復できるようにしてください。  
また、家族等居住を共にする方が感染者となった場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から14日間は、他者への感染防止のため、外出を控えてください。もしも、お子様が感染した場合は、速やかに学校まで御連絡ください。
- (2) お子様に37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、また、強いだるさや息苦しきがある場合に、次のところに御相談ください。

##### 一般電話相談窓口

【コールセンター・24時間：電話 0120-109410（フリーダイヤル）】  
帰国者・接触者相談センター 県内6カ所の保健所に設置されています。  
【徳島保健所：電話 088-602-8907（8:30～17:15）】

- (3) 臨時休業中の御家庭の生活の中でも、引き続き、感染予防のために有効な手段である、こまめな手洗い、咳エチケット、手指のアルコール消毒、十分な換気等について、御指導いただき、自らを感染から守るための基本的な備えができますようお願いいたします。

#### 5 臨時休業中の生活について

臨時休業中のお子様の生活について、次のことをご家庭でご指導をお願いいたします。

- (1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を理解し、人の集まる場所への外出を避け、基本的に自宅で過ごす。
- (2) 生活のリズムを崩さないようにし、計画的に学習に取り組み、家事手伝いを積極的に行う。
- (3) 臨時休業中の学習については、別添の「生活記録」等を用いて、計画的に学習に取り組む。
- (4) スマートフォンやタブレット端末等によるゲーム、SNSなどの長時間使用や不適切な使用をしない。（ネットいじめ、不適切な投稿、個人情報無断掲載、ネットで知り合った人との面会などを絶対にしない。）
- (5) 知らない人からの電話や訪問については対応せず、家の人に知らせる。

#### 6 その他

- (1) 状況が変わり次第、必要に応じて、学校からお知らせします。
- (2) 転出入を予定している御家庭は、学校までお知らせください。